

「事業創発研究会 DigiBiz みやぎ」規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、事業創発研究会 DigiBiz みやぎ（以下「本会」とする）と称する。

(目的)

第2条 本会は、仙台宮城から全国に向けて IT を活用した事業創発を加速させ、すべての会員から新規事業を生みだし、東北での実績づくりの先頭に立つことを目的とする。

2 DigiBiz みやぎの行動原則は、以下とする。

- (1) 実践をつくる 自社から率先して事業創発に乗り出していく
- (2) 仲間をつくる 分野・職種を超えた連携・共創を仕掛けていく
- (3) 未来をつくる 事業創発を通じて新しい社会を描き出す

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 会員による事業創発への実践づくり
- (2) 事業創発につながる会員間の学習会
- (3) 外部向けイベント等の実施
- (4) 地域間・分野間の交流促進
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 民間企業・団体
- (2) 起業家会員 事業創出を目指す個人
- (3) 支援会員 行政、各種支援機関（金融機関、大学等）
- (4) 連携団体 同趣旨で活動する他地域の団体など

(入会)

第5条 本会に入会しようとするものは、入会申込書による所定の手続きをもって、入会できる。

(会費)

第6条 正会員及び起業家会員は、別表に定める会費を納入しなければならない。

2 負担金に関する事項については、別に会長が定める。

(退会)

第7条 会員は以下の場合は退会するものとする

- (1) 退会を届け出たとき
- (2) 会員が解散したときは退会したものとみなす
- (3) 年度を越えて1年以上会費を滞納し、かつ、催促にも応じないとき
- (4) 第8条による除名の決議を受けたとき

(除名)

第8条 会員が、本会の名誉を著しく傷つけ、また本会の設立の趣旨に反する行為を行った場合、あるいは会員として不適当と認めたときは、総会の決議により、除名することが出来る

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(拠出金の不返還)

第9条 既納の会費その他の拠出金は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種類及び員数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

(選任)

- 第11条 理事及び監事は正会員の中から総会の承認によって選任する。
- 2 会長及び副会長は総会において理事の中から決定する。

(職務)

- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
 - 4 監事は、資産及び会計の状況を監査する。

(任期)

- 第13条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 役員の任期が満了しても、後継者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
 - 3 役員が任期途中で退任した場合は後任を置くものとする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

- 第14条 役員に第8条に触れる行為があったときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て、これを解任することができる。

第4章 総 会

(種類)

- 第15条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。
- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 3 通常総会の開催時期は、理事会において定める。
 - 4 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 3分の1以上の理事が必要と認めたとき
 - (3) 会員総数の3分の1の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集は、開会日の1週間前までに会議事項、日時及び場所を示した文書によって通知する。

(決議事項)

第17条 次の事項は、総会の決議を必要とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 理事・監事の選任及び解任
- (5) 解散及び残余財産処分の方法
- (6) 会員の除名

(議長)

第18条 総会の議長は、会長が行う。会長に事故ある時は副会長が行う。

(定足数)

第19条 総会は会員の過半数以上の出席を必要とする。

2 会員は、書面または代理人をもって表決に参加することができる。この場合、これは出席とみなす。

(議決)

第20条 総会の議事は、この規約の定めるものをのぞき、出席会員の過半数でこれを決する。

2 可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員数及び出席会員数
- (3) 議事の経過の概要

(4) 決議事項

- 2 議事録は、議長が指名する議事録署名人が記名押印し、保存する

第5章 理事会

(構成)

- 第22条 理事会は、理事を持って構成する。

(開催)

- 第23条 理事会は、会長が必要と認めた時に開催し、会長が議長となる
- 2 理事会の開催は、理事の3分の2以上の出席を必要とする。

(議決)

- 第24条 理事会は、この規約に定める事項のほか、会務の執行に関する事項を審議決定する。
- 2 理事会の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(議事録)

- 第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事数及び出席理事数
 - (3) 議事の経過の概要
 - (4) 決議事項
- 2 議事録は、議長が指名する議事録署名人が記名押印し、保存する

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

- 第26条 本規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

- 第27条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て解散する。

(残余財産の処分)

第28条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第29条 本会の事務処理のため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が任免する。

第8章 資産及び会計

(収入及び支出)

第30条 本会の収入は、会費、活動収入及びその他の収入からなり、これを本会の経費にあてる。

(収支の管理)

第31条 本会の収支は会長が管理し、その方法は理事会で定める

(決算)

第32条 本会の決算は、監事の監査を経て、総会で承認を受けなければならない。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(規約)

第34条 本規約に定める場合の外、経理についての細則は別途定める。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

別表

会費

	入会金	年会費
正会員	30,000 円	1 口 60,000 円 (1 口以上)
起業家会員	10,000 円	1 口 5,000 円 (1 口以上)
支援会員	無し	無し
連携団体	無し	無し

※事業年度の下期(10 月以降)に入会された方は、初年度年会費は半額に致します。